

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和元年度第2回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 令和元年11月5日（火）午前9時30分から午前11時10分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階政策会議室
- 4 出席した者の氏名
委員 伊藤明美，大津順一郎，軍地美代，鹿倉よし江，谷口孝悦，田山和子，
保立武憲，堀井武重，馬渡剛，皆川勝弘（氏名五十音順）
執行機関 荒井宰，熊田泰瑞，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，渡辺慧，小野瀬雅子
その他
欠席者：川瀬武彦，富山明子，早船徳子，元木理寿
- 5 議題及び公開・非公開の別
（1）水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(案)について（公開）
（2）その他（公開）
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
（配布済資料）
資料①水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(案)
資料②水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画における実施項目担当課
資料③水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画策定スケジュール
（今回配布資料）
会議次第
資料④柱の審議のスケジュール
参考 諮問書(写)

9 発言の内容

○**事務局** 委員の皆様にはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。令和元年度第2回水戸市行政改革推進委員会を開催いたします。本日の出席委員は10名です。____委員と____委員につきましては、御都合により欠席と御連絡をいただきましたので御報告いたします。なお、本委員会は定足数に達しております。それでは資料の御確認をさせていただきます。事前に、資料①水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(案)、資料②水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画における実施項目担当課、資料③水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画策定スケジュールは配布させていただいております。本日、新たに資料④柱の審議のスケジュールを配布しております。資料に不足がある場合は挙手をお願いします。なお、本日はマイクを御用意してありますので、御利用いただければと思います。続きまして、諮問書の交付をさせていただきます。本日、諮問をさせていただくのは、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(案)です。なお、諮問書につきましては写しを資料に添付しておりますので御参照していただきたいと思っております。本日は公務の都合により、高橋市長に代わりまして田尻副市長より諮問書の交付をさせていただきます。

<諮問書交付>

○**事務局** ありがとうございました。副市長から御挨拶を申し上げます。

○**副市長** 皆様おはようございます。現在、洪水の被害がまだありまして、避難者67名が避難所2か所に避難されているところでして、災害対策本部が運営しておりますため、私が市長に代わりまして務めさせていただきます。本日はお忙しい中、水戸市行政改革推進委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。日頃から水戸市の行政運営に御協力をいただき、御礼を申し上げます。本市におきましては、これまで数次にわたり、行財政改革プランを策定し、改革を進めてまいりました。特に、水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画におきましては、全庁を挙げて改革に取り組みまして、総合窓口の開設、コンビニ交付の導入、民間活力活用の推進、土地開発公社の解散、あわせまして市税等の収納率の向上など、一定の成果を収めてまいりました。しかしながら、人口が減少しているなかで、超高齢社会の到来や、地方分権改革の推進など、まだまだ本市を取り巻く環境は変化しております。また、第6次総合計画におきましても、各種施策の確実な推進や複雑・多様化する市民ニーズへの柔軟な対応が求められています。このようなことから、さらに効率的な行政運営を進めまして、資源の有効活用を図るとともに、市民の視点に立った質の高いサービスを提供するためには、更なる行財政改革に取り組む必要があります。また、現行の前期実施計画は、平成31年度までを計画期間としておりまして、今年度で期間が終了となることから、令和2年度から4年間を計画期間とした後期実施計画を策定することとしております。委員の皆様におかれましては、よりよい計画の策定に向けて、きたんのない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。市民の視点からよりよいプランを作成していきたいと思っておりますので、アドバイスをよろしくお願いいたします。

○**事務局** 副市長は、公務のため、これにて退室します。

○副市長 これでは失礼いたします。ありがとうございます。

○事務局 それでは行政改革推進委員会条例第6条に基づき、____委員長に議事進行をお願いいたします。

○____委員長 会議次第に基づき、議事を進めることといたします。本日の傍聴人はおりませんので、このまま進めます。水戸市会議の公開に関する規程に基づき、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員をお願いいたします。ただいま受けました諮問につきましては、今後、審議を進めて、委員会としての答申を出していくこととなります。はじめに、今後の進め方について確認させていただきます。今回、諮問されました行財政改革プラン2016後期実施計画(案)については、非常にボリュームがあるため、審議及び質疑については、区切って順番に進めていきたいと思いません。行財政改革プラン2016後期実施計画(案)については、五つの大きな柱がありますので、柱ごとに区切って進めさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

<異議なし>

○____委員長 異議がないので、このまま進めさせていただきます。また、行財政改革プラン2016前期実施計画(案)の進行管理につきましては、事前に質問を出していただき、質疑をしていく方式でしたが、その方法ですと精査された答えが得られる反面で、回答の前置きが長いことも多く、非常に時間がかかることもありました。今回は、資料を事前に配布しているということもありますので、この場で意見、質疑をいただきながら進めていきたいと思いません。また、当日、対応できない資料や意見、質疑がある場合は次回に持ち越すなど、柔軟な対応をしていきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

○____委員長 異議がないようなので、このまま進めさせていただきます。非常にタイトなスケジュールとなっておりますので、委員の皆様には、簡潔明瞭な質疑をお願いします。それでは、議事に入ります。配布資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは説明をさせていただきます。まずは、資料①水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(案)を御覧ください。こちらは事前に資料を配布していることから、計画全体の中での主な変更点や、概要に絞って御説明をさせていただきます。まず、目次を御覧願います。後期実施計画は「1 後期実施計画策定の基本的な考え方」と、「2 行財政改革の具体的施策」の内容で構成をしております。具体的施策につきましては、大綱で定めた五つの柱に基づき、全部で30の実施項目を位置付けております。続いて、1ページを御覧願います。「1 後期実施計画策定の基本的な考え方」ですが、(1)後期実施計画策定の趣旨につきましては、後期実施計画は大綱に基づき実施すべき改革について、具体的な実施項目の内容及びスケジュールを明らかにするために策定するものです。(2)後期実施計画の期間は令和2年度から令和5年度までの4年間とします。(3)後期実施計画の推進体制につきましては、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって進行管理を行います。また市民には、実施状況を市のホームページ等で広く公表してまいります。さらに、市

議会や附属機関である本委員会の行政改革推進委員会で定期的に実施状況を報告して、助言や指導を得ながら進行管理に取り組むこととなります。

2ページを御覧ください。「2 行財政改革の具体的施策」につきましては、それぞれ実施項目ごとに、前期実施計画の取組実績、現状・課題、課題を解決するための実施内容、年度計画、目指すべき成果についてそれぞれまとめてあります。実施項目1「窓口サービスの向上」につきましては、実施項目名を「窓口サービスの見直し」から改めるものです。前期実施計画に位置付けた総合窓口の推進は、新庁舎開設に伴い総合窓口を設置したこと、コンビニ交付の導入については、住民税の写しや、印鑑登録証明書、市県民税の課税証明書の交付を開始したことから、いずれも位置付けを終了とさせていただいております。新たに位置付けを行う実施内容としましては、窓口での手数料等の支払いにおける市民の利便性の向上のため、キャッシュレス決済の導入を推進してまいります。また、市民向けパンフレット等の多言語化や、窓口業務における外国人対応研修等の取組により、国際化に対応した窓口環境の整備を推進してまいります。続きまして、3ページを御覧ください。実施項目2「保育所及び開放学級の待機児童の解消」につきましては、前期実施計画におきましては、保育所・幼稚園の適正配置の実施項目の中で、民間保育所整備及び小規模保育事業設置による保育環境の整備として、待機児童の解消を位置付けておりました。こちらにつきましては、後期実施計画では開放学級の待機児童の解消を加えて、独立した実施項目として新たに位置付けを行うものでございます。続きまして、4ページを御覧ください。実施項目3「情報発信の充実」につきましては、実施項目名を「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実」から改めるものです。前期実施計画に位置付けた行政情報内容の拡充は、初期の目標を達成したことから位置付けを終了とします。水戸の魅力の発信の充実におきましては、ICTの進化等を踏まえた新たな情報発信の手段、手法等の研究、試行を行うとともに、報道機関へ向けた情報の提供等、ニュースリリースの強化に取り組むものでございます。続きまして、7ページを御覧願います。実施項目6「事務権限の拡大」につきましては、令和2年4月1日に中核市へ移行することに伴い、実施項目名を「中核市移行の推進」から改めるものでございます。後期実施計画では、県の事務処理特例条例によります権限移譲の制度等を活用しながら、市民サービスの向上につながる事務権限の拡大を推進するものでございます。続きまして、11ページを御覧願います。実施項目10「組織・機構の適正管理」についてです。こちらは、部間応援の実施について新たに位置付けをしたものです。特定の時期に、業務が大幅に増加する部署における人員体制を強化するため、部長間の協議による、部を超えた職員の応援体制のルールを明確化するものでございます。12ページを御覧ください。実施項目11「職員定数の適正管理」につきましては、新たな位置付けとして、技能労務のあり方の検討を位置付けております。技能労務におけるそれぞれの業務につきまして、今後の方針として委託を行うのか、直営を維持するのかについて考え方の整理をしていくものでございます。続いて13ページを御覧ください。実施項目12「公共施設等の適正管理」についてです。こちらは平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定したことから、実施項目名を「公共施

設等総合管理計画の策定」から改めるものであります。新たに福祉施設のあり方の検討を位置付けているところですが、福祉施設につきましても、事業への民間事業者の参入が進み、競合等も発生している事業もあることから、民間との競合状況や公設施設としての役割等を踏まえつつ、提供サービスの変更や施設の廃止、民営化など、今後の施設運営のあり方を検討していくものとしております。また、前期実施計画では「保育所・幼稚園の適正配置」として実施項目としておりましたが、保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針を今年度に策定予定であることから、方針に基づく施策の推進としまして、こちらの項目に編入を行っております。続きまして、14ページを御覧ください。実施項目13「事務事業の見直し」については、前期実施計画に位置付けておりました行政評価の推進につきまして、令和2年度以降、中核市移行に伴い包括外部監査制度が導入されることから、行政評価については休止いたします。また、事務処理マニュアルの活用につきましても、作成率は100パーセントとなりました。さらに、嘱託員に係る社会保険加入事務の一元化については、一元化が達成されたため、位置付けを終了とするものとしております。新たに位置付けを行う実施内容は、民間ノウハウを活用した事務事業の検証で、こちらは民間のノウハウによる新たな視点で事務事業の検証をして、改善を図っていくものでございます。また電子決裁の導入の検討、ペーパーレス化の推進や文書の改ざん防止を図るため、電子決裁の導入を検討してまいります。さらに、農業集落排水事業の公営企業化は、平成31年1月の総務省通知により、農業集落排水事業につきましても、公営企業化について令和6年度までに地方公営企業法の規定の全部、又は一部適用を行うことを要請されていることから、水戸市におきましても、全部適用への移行を推進していくものでございます。16ページを御覧ください。実施項目14「ICTの活用」につきましても、実施内容の再編を行いまして、新たにAIの活用可能な業務の検討や、RPAの導入を位置付けております。また、再掲ではございますが、窓口におけるキャッシュレス決済の導入を改めて位置付けております。続きまして19ページを御覧ください。実施項目16「事務事業の民間活力活用の推進」についてです。こちらは、新たに民間活力活用を図る業務としまして、窓口業務、開放学級事業、債権回収業務を位置付け、市民サービスの維持・向上及びコストの削減の可能性について十分に検討してまいります。なお、学校給食調理業務につきましても、職員の退職に合わせて順次委託化を進める方針が決定しておりますが、進行管理ということで実施項目中に改めて明記したものでございます。続きまして、20ページを御覧ください。実施項目17「公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進」についてです。こちらは前期実施計画において、民間活力活用の検討を図る施設として位置付けておりました、公設地方卸売市場及び少年自然の家は、直営の方針が決定したことから、対象から外すこととしております。新たに、森林公園と植物公園を検討の対象に加えております。また、指定管理者制度導入施設の評価につきましても、平成22年度に水戸市指定管理者制度導入施設の評価に関する基本方針を策定してから一定期間を経過していることから、指定管理者制度導入施設の評価手法の見直しについて、新たに位置付けてございます。続きまして、22ページを御覧ください。実施項目19「中長期視点

に基づく財政運営」については、前期実施計画において、「大型プロジェクトの財政計画の公表」を別途実施項目として設けておりましたが、4大プロジェクトが進捗したことにより、こちらの実施項目に包含することとしたものです。続きまして、25ページを御覧願います。実施項目22「社会保障制度の適正な運営」についてです。前期実施計画では、全ての実施内容を一つの実施項目の枠の中に表記しており、非常に実施項目が多いため、概要が分かりにくかったことから、内容に合わせて(1)、(2)と分割した表記に改めたものでございます。実施項目22「社会保障制度の適正な運営」におきまして、新たな実施内容を対象として位置付けたものは、26ページの(3)障害福祉になります。こちらは、障害者福祉給付費等の適正化を位置付けており、給付金の適正化を図るため、事業者からの給付費請求に係るチェックの取組の徹底等を位置付けているものです。同様に(4)保育所等につきましても、施設型給付の適正化を位置付けておりまして、保育所等に係る施設型給付の適正化を図るために、事業者からの請求に係るチェックの取組の徹底を図ってまいります。また、新たな取組として、30ページの(8)一般検査、実地指導等の適正な実施につきまして、新たに位置付けてございます。こちらは中核市移行に当たり、実地指導等の権限が県から移譲されることに伴いまして、新たに位置付けるものです。実地指導等の適切な実施を位置付けており、福祉施設の適正な実地指導を行うことにより、給付等対象サービスの質の確保や、保険給付の適正化を図っていくものでございます。続きまして、31ページを御覧ください。実施項目23「外郭団体の財務体質・執行体制の改善」についてです。こちらは前期実施計画に位置付けられていました土地開発公社のあり方の検討について、平成28年度の土地開発公社の解散により終了となっております。新たに位置付ける実施内容としましては、外郭団体全体の統合等を含めたあり方の検討で、こちらはそれぞれの団体の目指すべき将来像の在り方の明確化を図るとともに、それを目指すにはどのような対応が具体的に必要か検討をするものでございます。さらに、外部評価の実施については、近年の外郭団体の評価につきましては、外郭団体で策定する経営改善計画の進行管理として所管課と行政改革課で内部のチェックを行ってきました。こちらに新たな観点や、より専門的な視点における評価を行うために外郭団体検討専門委員による外部評価を新たに実施していくものでございます。32ページの実施項目24「収納率の向上」についてです。こちらにつきましては対象の見直しを行っておりまして、取組を推進する対象を調定額1億円以上の債権に制限しました。これに伴い、新たな対象としまして、学校給食費及び後期高齢者医療保険料を対象に加えました。前期実施計画に位置付けしておりましたし尿処理手数料については、調定額が1億円以下であるため、対象外となっております。また、実施内容として、納付機会の拡大に向けて、新たな納付手段を検討することを位置付けております。続きまして37ページの実施項目28「職員の能力育成」についてです。前期実施計画に位置付けておりましたジョブ・ローテーションの推進につきましては、平成30年度に市長部局における指針を決定したことから終了としております。後期実施計画では、新たな実施内容として多様な交流による能力育成を図るため、他自治体との人事交流及び大学派遣研修を推進することや、特定業務における庁

内公募制度を活用することを位置付けております。なお、前期実施計画の実施項目として位置付けられていた「人事評価制度の推進」については、全職員を対象とした人事評価を実施したことから、終了としております。人事評価結果の給料への反映につきましては、説明を割愛しまして、実施項目 20「給与の適正化」として位置付けられているものとします。続きまして 39 ページの実施項目 30「ワーク・ライフ・バランスの推進」についてです。後期実施計画で新たに位置付ける実施内容として、早出遅出勤務制度の拡充など、勤務時間の柔軟な運用に取り組むこと、勤務体制を適切に管理するため、出退勤システム管理の導入を検討すること、加えて職員が働きやすい職場づくりに向け、庁内で推進するための仕組みを検討することを新たに位置付けております。実施項目の説明は以上になります。資料①につきましては、参考として「水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画の取組」の昨年度までの主な実績や財政的な効果を 41 ページに記載しております。また、42 ページの(2)前期実施計画の実施項目の後期実施計画の主な位置付けにつきましては、前期実施計画と後期実施計画の実施項目の比較及び統合の状況等を表したものとなります。資料①の説明については以上でございます。続きまして、資料②は水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画における実施項目担当課一覧となっております。内容の変更があった箇所に網掛けをして、備考欄には前期実施計画において位置付けを終了とした実施項目及び実施内容を記載しておりますので、後ほど御参照をお願いします。続きまして、資料③の水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画策定スケジュールを御覧願います。こちらでは、今後のスケジュールを御説明します。現在開催しておりますのが、11 月の右から 2 番目の附属機関の欄でございます。11 月に附属機関としておよそ 4 回の審議を行い、附属機関の御意見をまとめていきます。また同時並行で、特別委員会においても意見を伺っております。さらに、意見公募手続は 11 月の 1 か月間をかけて意見公募を行い、これにより市民意見の聴取を行います。これら 3 種類の意見を取りまとめた上で、来年の 1 月に行政改革推進本部におきまして、後期実施計画の決定を行っていく、というスケジュールになっております。資料③の概要につきましては以上となります。本日配布した資料④柱の審議のスケジュールを御覧願います。こちらは、今回と次回の審議のスケジュールをお示ししております。委員長の御説明にありましたとおり、審議につきましては、柱ごとに時間を区切って進めてまいります。本日 11 月 5 日につきましては、柱 1, 3, 2 の順序で、次回 11 月 8 日は、柱 4, 5 の順序で審議を行ってまいります。資料④についての説明は以上でございます。以上を持ちまして、事務局からの説明は終了でございます。

○委員長 はい、ありがとうございます。水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画(案)について説明がありました。本日は、五つの柱のうち「1 質の高い市民サービスの提供」、「2 市民との協働によるまちづくりの推進」、「3 柔軟な行政運営体制の構築」の審議を進めてまいります。本日は、各実施項目の担当課が出席されています。審議時間についてはおおむね 30 分程度として、柱ごとに担当課の入替えをして、休憩を入れたいと思います。まずは、第 1 の柱「質の高い市民サービスの提供」から審議に入ります。実施項目 1 か

ら6の間で、御意見等ありましたらお願いします。重ねてお願いですが、タイトなスケジュールのため、委員の皆様には簡潔明瞭な質疑をお願いします。それでは、質疑に入りたいと思います。

○___委員 よろしいでしょうか。

○___委員長 ___委員お願いします。

○___委員 2ページの市民サービスの見直しで、窓口サービスの向上とありますが、前期実施計画ではコンビニ交付を導入して、交付時間及び交付場所の拡大に伴う市民の利便性の向上を図ったとのこと。それは承知していますが、まだ定着していないと感じます。前回の行政改革推進委員会でも、コンビニ交付率の割合が約2パーセント前後と低かったです。なぜ低いのか、もっと追及すべきではないでしょうか。それによってコンビニ利用率を高める必要があると思います。この項目は、後期実施計画では導入を図られているので終了と考えているのですか。

○___委員長 コンビニ交付の件ですが、他自治体のコンビニ交付利用も軒並み低い数字で、あまり定着していません。ユーザー側がコンビニで手続きする習慣がないのか分かりませんが、現段階では原因までは特定できていないように思います。他の自治体でも同様の状態であると聞いております。担当課の御意見をお願いします。

○情報政策課 コンビニ交付の件について、情報政策課から御回答いたします。コンビニ交付率が2パーセントと___委員からお話がありましたが、最新の数字で申し上げますと、約2.9パーセントと、少しずつですが増加しております。なぜコンビニ交付利用が進まないのか、分析をしないのかというお話がありました。私どもの考えとしては、インフラとしてのマイナンバーカードの普及が進んでいないことが第一にあると思います。これは市町村だけではなく、国と一緒に取り組んでいくことと思っております。今年6月に、デジタル・ガバメント閣僚会議が開催されまして、マイナンバーカードを保険証として利用できるように、という話が出ております。今後は、マイナンバーカード普及と合わせて、コンビニ交付の利便性について広報を続け、コンビニ利用が増えるよう努力してまいります。

○___委員長 はい、ありがとうございます。マイナンバーカードの利用状況との連結が課題だと回答がありました。よろしいでしょうか。

○___委員 それに関連してですが、今度の実施項目から抜けるということですか。もっと推移を見守っていきたいと思いますので、実施項目に含めていただきたいと思います。

○事務局 行政改革課より回答いたします。資料①の17ページを御覧ください。実施項目14「ICTの活用」の実施内容として、個人番号カードの交付率向上につきましては、引き続き後期実施計画でも位置付けてまいります。その中で、コンビニ交付率についても合わせて報告してまいります。

○___委員 分かりました。ありがとうございます。この実施項目も引き続きフォローしていきますと書類に追記していただければ、分かりやすいのではないかと思います。そちら

の検討をよろしくお願いします。

○**委員長** 他に何かございますか。はい、**委員**。どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員** 全ての施策に言えることなのですが、実施していった後のフィードバックのシステムが入っていないと思います。サービスを受ける市民の満足度や、市職員が目標を設定して仕事を行い、それを終了した後の充実感や、そういう段階でのフィードバックを全ての施策に織り込んでいけば、先程の御質問についてのことも、周知によるデータが残っていくことになるのではないですか。これはどういう形で対応しているのですか。

○**委員長** その点につきましては、行政評価の審議会で対応が図られているのですが、**委員**はそれも参加なさりたいのですか。

○**委員** そういうことではなくて、私が伺いたいのは、施策についてのフィードバックのシステムがないことについてです。それを入れておかないと、実施をしました、分かりませんという状況はどうかかなと思います。

○**委員** 関連してよろしいでしょうか。私も**委員**の意見に賛成です。年度計画を見ますと検討、推進、実施等と表現されていますが、どのような問題があって、具体的にはどのような目標をもって推進されるのかが見えてこないのです。**委員**と同じ質問をして恐縮ですが、もっと中身を具体化して、数値目標を出すとか、フォローアップができるような形式の年度計画にして欲しいと考えております。

○**委員長** 行政改革課の回答をお願いします。

○**事務局** 行政改革課からの回答です。前期実施計画を策定する際にも、**委員**から具体的な数値目標を作成するべきではないか、との御指摘をいただきまして、今回の後期実施計画を策定するときに、担当課に対してできるだけ数値化をするように依頼をしました。数値化の目標ができる場所は対応すると調整を行ってきたことが現在の状況です。今後更に検討が進めば、具体的に目標が設定できる項目がありますので、そちらにつきましては、令和2年度以降の進行管理の中で具体的に説明を考えていきたいと思っております。

○**委員長** はい、ありがとうございます。他に御質問はありますか。

○**委員** 資料①の2ページ、キャッシュレス決済の導入について、令和2年度に導入推進、令和3年度も推進となっております。どのように推進されるのか中身が見えない、達成したとありますが、何がどのように達成したかが不明です。その点を改めていただきたいと思っております。

○**委員長** それでは行政改革課より回答をお願いします。

○**事務局** キャッシュレス決済は、現在、庁内で方針の検討を行っている最中ですので、まだ具体的なことを書けないものです。導入後の推進については、手続きを拡大するかどうか、そういったことを含めて推進していきたいという意向です。

○**委員長** 今後はより具体的に、修正を加えながら柔軟に進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。他に御質問はありますか。

○**委員** よろしいですか。資料①の3ページ、保育所や開放学級の待機児童解消を推進

していくとありますが、前期実施計画では、保育所の適正配置という実施項目がありました
が、今回は適正配置が抜けているということは、適正配置は完了したということですか。

○委員長 行政改革課お願いします。

○事務局 「保育所・幼稚園の適正規模・適正配置」は、前期実施計画の実施項目にござい
ました。これを二つに分割することになりまして、3ページの待機児童の解消と、適正配置
につきましては、13ページを御覧願います。実施項目12「公共施設等の適正管理」で、実
施項目③として保育所・幼稚園の適正規模・適正配置を位置付けてございます。後期実施計
画のほうでも、実施、検討した内容を報告してまいりたいと考えております。保育所・幼
稚園の適正規模・適正配置の方針については、13ページの前期実施計画の取組実績を御覧
いただきますと、今年度の方針の策定を予定しているとあります。今年度中に方針を策定す
る形になります。内部では最終的な調整をしております。後期実施計画に基づく来年度以降の
対応としましては、今年度中に策定する適正配置の方針に基づいて具体的な対応を図っ
ていくものでございます。

○委員 今の御説明で了解しました。そういった経過と、今後は別の項目のところで引
き続き推進していくことを、計画を読んだ時に分かりやすく記載していただけたらと思
います。

○委員長 他にいかがでしょうか。委員どうぞ。

○委員 施策の決め方は、実施が先で、方針が後から決まるものなのですか。方針が決
定してから、施策が決まる状況なのですか。

○委員長 行政改革課より回答をお願いします。

○事務局 説明が不十分で申し訳ございません。保育所・幼稚園の適正配置の方針につ
きましては、方針を策定してそれに基づいて推進していく、ということが前期実施計画の中
でも定めておりました。方針につきましては、今年度策定するための作業を進めており
ます。方針が決定した後に、後期実施計画の具体的な内容は、方針に基づく施策の推進
という形で展開をしていくこととなります。方針が先となります。

○委員長 委員、どうぞ。

○委員 よろしいですか。同じような考え方で、プラン2016では方針が全面的に出
てこないのです。方針があって、それによって計画が進むというのが一般的な施策の実
施状況になると思います。水戸市の計画を見ていると、組織のトップの政策によっ
て計画が実施されているわけですが、その計画、方針が全面に出ていないと感じ
ます。具体的に内容を示していただければ分かりやすいかと思ます。

○委員長 はい、行政改革課。お願いします。

○事務局 後期実施計画(案)の中でも、「方針の策定」が年度計画で定められている部分
が多くあります。これは、現段階では、市として進むべき方向性が決定していない部
分もあるのですが、検討すべき内容であると問題意識を持っている部分は、この年
度までには市としての考え方や方向性をまとめた上で、方向性に基づいて具体的
に施策を図っていこうとい

う内容になっております。そのため、この段階で具体的な方向性が決定していないものは、考え方の整理はこの段階までには終わらせる、という書き方となっております。

○委員長 はい、ありがとうございます。では、委員お願いします。

○委員 実施計画は前期と後期に分かれていますね。初めて後期実施計画の資料を確認したとき、いつ方針が決定したのかと悩んでしまう部分がありました。前期ではこの段階まで進みました、後期については、まだこういった問題がありますので、引き続きこの項目で推進していくと、つながる表現にしていけば非常に分かりやすいのではないかと思います。それから、計画を推進していく内容について、年度計画でただ推進と記載するだけでは、問題点についてどう推進していくのかが分かりづらいです。中身が分からない印象をもちますので、表現をしていただけたらと思い、検討をお願いします。

○委員 いろいろな御意見がありまして、言葉の表現の問題が指摘されていますが、この言葉で表現するにとどめざるを得ない、ということもあります。実際に進行していく中で、具体的になっていくこともあります。場合によっては議会承認を得る必要があるでしょうし、そうやって一つ一つが決まっていく中で、オープンにしなが管理をしていけばよいのかなと思います。保育所や開放学級等の待機児童数の記載がありますが、これはいろいろな要因によって変動があると思います。小さいうちから保育所に入れさせたいという人が増加してくるかもしれませんが、違う要因で減少してくるかもしれないです。民間の保育所もあれば公的な施設もあります。人口動態を見ていけば、どうしても子どもが減少してしまうかもしれません。行政だけがしっかり保育所を運用していけばいいとはいかない場合もありますから、そういったことを含めて先行きを見通しながら、方針を策定していただく。その上で、例えば待機児童が0人という目標をあげておりますから、そういった要因を含めてみたときに、真剣に我々の中で協議をしていただければありがたいと思いますので、その中身の作成をよろしくをお願いします。

○委員長 現場からの貴重な御意見をどうもありがとうございます。第1の柱について審議を始めて30分が経ちましたが、何か御意見がありますか。

○委員 はい、よろしいですか。

○委員長 はい、委員。

○委員 後期実施計画(案)の6ページですが、実施項目「市民意見の反映」について、実施内容に附属機関への市民参画の拡充とあります。令和2年度で公募率を70パーセントまで増加すると数値目標で掲げられているのは大変よいと思うのですが、平成30年度の実績をお伺いしたところ、公募率37パーセントとのことでした。それを令和2年度で70パーセントの目標で大丈夫なのか心配になってきてしまいます。公募率の拡充については現在こういった問題がありますので、このような順序で解決をしていくと、公募率70パーセントを達成していくのだと分かりやすく表現をして、目標を示してはどうですか。

○委員長 はい、行政改革課よりお願いします。

○事務局 公募率につきましては、市として公募を導入すべき附属機関を決定しておりま

す。附属機関については、任期が2年あるいは3年ございまして、任期の途中で公募委員を募集することはできないものです。任期満了して次の委員を選ぶ際には、公募対象の附属機関であるから公募委員を入れること、という考え方が定まっております。おおむね令和3年度までには公募率100パーセントを目標として設定しております。

○委員長 他に御意見はありますか。

○委員 よろしいですか。資料①の7ページに、「事務権限の拡大」という新しく入った実施項目がありますが、中核市移行によって非常に業務が拡大するということは、これまでも委員会にて十分にお話を伺ってきました。詳細は分かりませんが、相当な事務負担かと思えます。来年度には中核市に移行されますが、業務を適正に行うために何が必要になってくるのか、現在検討中だと思いますが、行財政改革プランに項目を掲げてよいものなのか。その辺りの説明が、資料だけでは理解できかねまして、実施項目に入れてもいいのかどうかを伺いたいです。

○事務局 行政改革課としての考え方は、より多くの権限を持つことによって、県よりも市のほうが身近な行政の主体になってきますので、きめ細かなサービスを提供していくことが、市民サービスの向上や丁寧な対応につながっていくと考えておりますので、権限の拡大は、引き続き対応していきたいと思えます。中核市移行に伴い、およそ2,600項目の事務権限を移譲することになっております。その多く、8割程度が保健所業務になります。議会には既に報告させていただいておりますが、職員数を80名ほど増加して事務対応に当たる予定となります。段階的に職員数を増やしていきますので、対応できるよう体制を整えてまいります。前期実施計画の大綱自体に、事務権限の拡大が一つの施策として位置付けられております。前期実施計画の中では、事務権限の拡大の基で中核市移行の推進を図っていくことで、具体的に中核市に必要な事務権限を拡大していくことを、前期実施計画に位置付けております。来年度の4月に中核市に移行することで、事務権限の拡大は前期実施計画の期間中に完了するということになるのですが、県からの事務権限の移譲などを検討する中で、水戸市として有利なものを、市民にとって有効なものは積極的に権限を拡大することがあってもよいのではないかとということで、後期実施計画におきましては、「事務権限の拡大」と名称を変えて、改めて実施項目に位置付けをしたものでございます。

○委員長 はい、ありがとうございます。そろそろ30分が経ちますので、今までの議論をまとめます。第1の柱はもとより、全体を通して、より具体的な表記にしたほうがよいという御意見、根拠に基づいた数値の説明が少々足りていないと、構成に関わるような御意見がありましたので、その点についてしっかりと取り組んでいただければと思います。他に第1の柱について御意見はございますか。

○委員 よろしいですか。市民からしますと、中核市移行というのは事務的にしか聞こえないのですよね。中核市になったら何が変わるのか、疑問に思えます。水戸市の権限が多くなって、市民にメリットがあるとおっしゃっています。では、どのようなメリットがあるのかということです。事務権限が変わったことで、市民にとっては何が変わるのか、市民サ

ービスはこのようになります、もっと市民の意見が反映されるようになります、といったことを市民に対してもっとアピールなさったほうがよいと思います。それとキャッシュレス決済についてです。現在、商工会議所でも会員にはほぼ周知はできているのですが、キャッシュレスになるとどうなるのか、という点です。日本は現金至上主義の国ですから、キャッシュレスになったら、お釣りが必要なくなることや、現金を持ち歩かなくていいので安全とか、そういう具体的なメリットを知らせてほしいです。QRコード、電子マネー、クレジットカード等ありますが、市では何が利用できるのかということが、市民レベルでもっと分かりやすい表現にされてもよいのではないのでしょうか。

○**事務局** ただいまの御意見につきまして、中核市移行によって、市民にとって市民サービスがどう変わるのかというお知らせの部分につきましては、おっしゃるとおりだと思います。こちらについては、担当課である中核市移行推進課へ報告しておきます。キャッシュレス決済につきましても、具体的にどういったものを対象とするか、来年度の導入に関してはどういったレベルで対応するのか、庁内で検討中でございます。考え方が決定したところで、市民の皆様にお知らせしてまいりますので、その周知方法にも配慮していきたいと思えます。

○**委員長** よろしいですか。はい、**委員**をお願いします。

○**委員** 5ページの「オープンデータの公開の推進」について質問があります。年度計画で、各年度の目標値としてオープンデータ数を出していることは評価できますが、疑問として残るのは、市のデータ数がどのぐらいあるのかということです。その中でオープンデータ化できるのがこれだけありますと示していただきたい。令和5年度までには380件を公開するということですが、最終目標はどうなっているのですか。それに答えるためには、全体のデータ件数と、現在オープンデータ化できる件数を示したほうが疑問は出てこないと思えます。

○**情報政策課** 情報政策課から回答します。市の所有しているオープンデータ数ですが、全容を把握するのは非常に難しい状態でございます。また市役所の状況としましては、多くの個人情報等を取り扱うことが多い中で、市民の皆様役に役立つデータは何か、市民の視点からいかにせるものをどんどん出していこうという趣旨で取組を実施しております。市のデータ数の全容をお話するのは難しいところでございますが、各課にオープンデータの取組を推進していこうと考えております。

○**委員** 今の御説明を伺って、市で保有するデータの全体像を捉えてないということは不安に感じます。データの全容を管理されていないとなりますと、外部に出してはいけない情報もあるでしょうから、全部を市が把握すべきではないかと思えます。きちんと把握をされてないと、市民としては安心できません。

○**情報政策課** データにつきましては、各課においてセキュリティの指針に基づいて管理しており、情報漏洩が発生しないよう取組を行っております。データの全容を把握することは難しいところがございますが、情報政策課で各課の所有情報を一つ一つ確認しながら、オ

ープンデータ化できたらという取組でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長 はい、ありがとうございます。他に何か御意見、御質問がございますか。

＜意見なし＞

○委員長 特にないようなので、第1の柱については以上で終了といたします。担当課の入替えを行いますので、移動をお願いします。しばらくお待ちください。

＜移動＞

○委員長 次に、執行部の都合を勘案して、第3の柱「柔軟な行政運営体制の構築」について審議をしたいと思います。資料①の11ページを御覧ください。実施項目10番から17番までの間で御意見等がございましたらお願いいたします。

○委員 13ページの実施項目「公共施設等の適正管理」について、昭和50年代に建設された公共施設が多いと思いますが、建設した公共施設の維持管理について仕様を作成して、その後の状況を踏まえて修理する等、全体として管理されているのかお聞きしたいです。

○財産活用課 財産活用課より回答いたします。施設の全体的な修繕計画については、施設ごとに定めております。施設については個別計画を策定しており、その中で長寿命化を図るという形で計画をしているところです。

○委員長 はい、ありがとうございます。他に御意見はありますか。はい、委員お願いします。

○委員 12ページの「職員定数の適正管理」についてですが、年度計画を見ますと職員定数の適正管理と表記されていますが、市民目線から言うと何をもって適正管理なのか、疑問を持ちます。市民がこの計画を読んだときに、こういうのが適正管理であるということ、わかるような目標を示して欲しいと思います。毎回質問させていただいていますが、今後、水戸市は中核市になりますが、県庁所在地である中核市における職員定数はどの辺りが適正なのか、どのように管理をしていくのか、ある程度検討がついてくるのではないかと思います。既に、県庁所在地で中核市になっている市が多くあると思いますが、そういった市ではどのぐらいの職員数で運営されているか、それを参考にして目標を定めていただくと、市民としては納得するのではないのでしょうか。都市ごとに事情は異なりますから、全く同じとはいかないでしょうけど、ぜひそういうことを検討していただけたらと思います。

○事務局 職員定数の適正管理につきましては、委員の御指摘のとおりです。現在、来年度の事務量を見ながら、全課ヒアリングが始まったところですが、全課の事務量を把握した上で、来年度の職員定数を設定してまいります。類似都市との比較は、行政改革課で対応させていただいております。前回の行政改革推進委員会で答弁させていただきましたとおり、総務省で定員管理調査というものを行っておりまして、そちらの診断票と比較しますと、水戸市はそれほど職員数は多くないということで、定数を削減した結果、適正な数値になってきている経過がございます。ただ、それは特例市としての比較ですので、中核市移行後は、中核市の状況と比較、分析していきたいと思っております。

○委員長 はい、ありがとうございます。私から1点よろしいですか。技能労務のあり

方については、どのような形で進めていくのですか。今回の台風のこともありますので大切なことだと思いますが、方向性等あれば教えていただきたいです。

○**事務局** 技能労務とは、清掃業務のごみ収集をしているかたや、火葬業務をしているかたを技能労務としております。現在、水戸市では約 200 名いるのですが、そのかたがたの業務のあり方を今後どうしていくのか、ごみ収集につきましては、前期実施計画におきまして委託化するという方針を決めております。先日の台風の際にも、道路維持補修業務や、災害対応など迅速に修繕できた経過もありますので、直営体制をどこまで維持していくのか、委託化する業務と、直営としていく業務の方針を決定したいと思っております。現場で働いているかたもいらっしゃるので、丁寧に聞き取りをしながら方針を決めたいと思います。

○**委員長** はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○**委員** 14, 15 ページの「事務事業の見直し」について、年度計画を見ますと、②民間ノウハウを活用した事務事業の検証について、各年度に検討とありますが、一体何が問題で、何を検討しているのか不明です。電子決裁の導入の検討については、令和 2 年度は検討とありますが、令和 3 年度以降は空欄になっていまして、検討だけで終わってしまうのかという疑問を持ちます。その下部にあります、農業集落排水事業の公営企業化については、全ての年度が準備とだけありますが、これは何を準備しているのか、この表現方法に対して疑問に思ってしまうので、御検討をお願いします。

○**委員長** この表記については第 1 の柱でも同様の質問がありましたが、他の柱にも同様の表記がありましたので、分かりやすい表現をしていただきたいと御意見がございましたので、よろしくをお願いします。

○**委員** 民間企業における事務改善に係る提案となりますと、例えば年度ごとに 1 課 1 案件は必ず出す、ということをしなると、もの凄いな数の提案になってきます。そのぐらいでないと事務改善は実際に進まないのではないのでしょうか。1 年間で提案者 10 人では、正直なところ仕事をしていないのではないかと、民間で育った者としては思います。この 10 人とした根拠は何でしょうか。

○**委員長** 行政改革課より回答をお願いします。

○**事務局** 事務改善の提案については、平成 23 年度までは提案がない状態でした。平成 29 年度に対応を変えまして、いつでもオープンに募集するやり方ではなく、1 か月の募集期間を設けたところ、約 20 人から多くの提案がございまして、約 50 件の提案がありました。今年度につきましても、同じくらいの数の提案があった状況です。目標の 10 人というのは、当初は募集人数がなかったところから始まっておりまして、最低限の目標人数とさせていただきたいという方針です。事務改善に係る職員提案制度は、個人を対象としたどんなことでも提案できるものですが、もう一つ、事務事業の調査というものを行っておりまして、こちらでも毎年一定数が提案されている状況でございます。現在、課を対象とした調査と、個人を対象とした調査と、2 つのアプローチをかけております。

○**委員長** ありがとうございます。はい、委員をお願いします。

○___委員 施策についての改善というテーマがありますが、文書だけでは概念として分かりにくいです。市役所は、現場でこういった業務をしていると、見学できる機会を与えていただければと思います。文書の中で、この項目についてはこうです、というのはなかなか理解しにくいです。施策の状況が分かるように、見学の機会を設けていただけるとありがたいです。

○___委員長 この件につきましては、他の委員のかたの御意見もあるでしょう。今月中で答申するスケジュールとなっていますので、___委員の御意見については、次回以降になることを御理解いただければと思います。他に御意見がありますか。

<意見なし>

○___委員長 それでは、第3の柱については以上になります。第1の柱でも同様の御意見をいただいたところですが、市民目線で分かりやすい表記や数値については、根拠をもった表現にさせていただきたいとのことですので、よろしくお願いします。以上で、第3の柱について審議を終了とします。担当課の入替えを行いますので、移動をお願いします。

<移動>

○___委員長 次は第2の柱「市民との協働によるまちづくりの推進」の柱の審議を行いたいと思います。資料①の8ページ、実施項目7番から9番までの間で御意見等がございましたらお願いいたします。

○___委員 9ページの「地域に関わる担い手の育成」についてお伺いします。近年、思わぬところで災害が発生するケースが増加しています。自分の命は自分で守ること、地域は地域で守っていくこと、最後には公的な補助を入れる、三段構えの考え方が必要となってきています。地域をまとめるリーダーシップのある人材を育成していくことが重要だと思います。誰かリーダーをやる人を待っているだけでは誰も対応しないですし、登録制度にしていけないと進まないのではないのでしょうか。その辺りはどのようにお考えですか。

○___委員長 市民生活課より、回答をお願いします。

○市民生活課 今後を担うリーダーについては、非常に重要だと認識しております。資料に記載しておりますが、地域リーダー研修会と銘打ちまして、各地域から今後を担っていただくかたに研修を行っているところです。___委員のおっしゃるとおり、研修だけではなく、今後を担っていかれるかたを明確にしながら対応していくことが重要と考えますので、検討させていただければと思います。

○___委員長 自助、共助、公助でみると、日本は共助が世界でも大変低いというデータがあります。自助は好きです。自治会や町内会においても、地域に関わる担い手については、国民性からしますと何もしないでしょう。それこそ___委員のおっしゃるように、地域リーダーに関しては登録制にするとか、ある程度しぼりをかけないと進まないというのは、私も同意見です。

○___委員 地域リーダーは誰でもなれるのですか。もしくは、地域が推薦する人から選んでいるのか教えてください。

○**市民生活課** 地域は34地区ありまして、それぞれに地区会というものが結成されております。その地区会の中で役員や、若いかたで地域を担っていきそうなかたとか、地区会から推薦されたかたに御参加いただいております。

○**委員** 役員というのは、町内会の順番制だから仕方なくやっているという傾向があります。年度が変わっても、リーダーとしてこの人にやってもらおうと、推薦していただくようなかたがた、若い人から高齢者まで地域ごとに決定していくような仕組みが必要だと思います。

○**委員長** 日本人は熱しやすく冷めやすいところがありまして、災害が起きた時に声を掛ければ、私の大学の学生も250名ぐらいはすぐ集まりました。ある程度、管理する社会を作らなければならない時代なのかもしれないと思うところがあります。

○**委員** 私の地区はPTAや女性会など、各種団体から集まっていただいて、その中で何人か推薦をして役員を決定します。任期は2年となっておりますが、頑張ってくれるかたは継続して引き受けていただく形です。私のところは総務企画、福祉厚生、生活環境、自治防災、生涯学習等、各部の中でそれぞれ体制を作っています。防災訓練や講習会等にも、その役員の中で、選出して参加していただいております。ただ、一般の人はなかなか興味を持ってくれないので、なるべく多くの人に参加をしてもらうような子どもが興味を持つような行事を開催して、工夫しておりますが、人が集まらず、役員を受けたから仕方なく1年から2年目と続けていくのが現状です。

○**委員長** はい、ありがとうございます。貴重な現場の御意見をありがとうございます。今後は地縁や地域のイベントに、重層的に取り組んでいくことが重要となってきます。市民との協働によるまちづくりの推進について、他に何かありますか。

○**委員** よろしいですか。実施項目9「協働事業の充実」の中で、年度計画の①、協働事業の推進・ボランティア団体・NPO等との連携、協働事業の推進は5件ずつ増加しているのには何か意味があるのですか。

○**委員長** 市民生活課お願いします。

○**市民生活課** 平成30年度現在で107件の協働事業が市内で進められておりまして、これを低下させることなく、また無理な目標を立てることなく、年5件ずつ進めるという目標を立てたものです。5件という数字については、具体的なことはありませんが、減少することなく進めていきたいと思っております。

○**委員** 水戸市で登録団体数はどのくらいありますか。

○**市民生活課** 先程の御質問では、ボランティア団体とかNPO法人の登録団体数を把握しているかという質問だと思います。市民生活課で把握しているものは、県の認証NPO法人が約130団体で、社会福祉協議会の登録ボランティア団体が約100団体、その他任意的にボランティア活動をされている団体は40団体となりますので、総数が270団体となります。さらに、市が把握をしていない団体も多いと判断しております。

○**委員** ありがとうございます。先日の飯富地区の災害等で、団体としてではなく個人

のボランティアのかたがたが登録し、当日いらっしゃるかたも多いと聞きますが、そういった個人でボランティア活動をしているかたへ情報発信をすることはしないのですか。あくまで、NPO法人といった団体に対して、協働という形で対応されているのですか。

○**市民生活課** 個人につきましては組織化されていない、個人の熱意をもって活動されているものと捉えております。個人の気持ちを無視することなく、そのかたたちを集めて組織化するような取組を、今後は検討できるのではないかと考えております。

○**委員** 資料②ですが、「ボランティア団体・NPOの情報の一元化及び活用の推進」という項目が削除されていますね。これは理由があるのですか。

○**委員長** はい、行政改革課よりお願いします。

○**事務局** こちらの項目を削除した理由としましては、一つは新庁舎の2階に市民協働会議室という部屋を設けまして、そちらで一元的に情報を発信しております。また、ホームページ上でこみっと広場というコーナーを設置しております。団体の活動を集約、発信しやすくしております。その二つの内容をもって、一元化できたと判断をして項目を削除した経緯がございます。

○**委員** 分かりました。現在、NPO法人やボランティア団体は脚光を浴びている存在であり、市民との協働における最前線ですので、積極的に情報提供をして常時協議していただけだと思います。

○**委員長** ありがとうございます。他にはありますか。

<意見なし>

○**委員長** それでは、第2の柱についての審議は以上となります。本日、出された意見については、事務局において再度整理していただきたいと思っております。その他、事務局で何かあればよろしく申し上げます。

○**事務局** それでは、今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。事前に送付しております通知に記載させていただきましたとおり、11月8日、11月29日、12月3日の開催を予定しております。場所については、本日の会場と同じ「本庁舎4階政策会議室」ですのでよろしく申し上げます。

また、今月1日から12月2日までの間に、パブリック・コメントとして、市民の皆様からの意見を募集しております。

さらに、市議会の水戸市行財政改革調査特別委員会にも説明をして、意見をいただいているところでございます。

答申後のプラン決定までの流れでございますが、答申を受けた後、2月に議会に報告をして、特別委員会からも報告をいただき、2月に庁内において決定することとなっております。全体の流れは以上でございます。

スケジュールについては以上でございます。

○**委員長** 他になければ、これをもちまして本日の議事は終了となります。次回は金曜日に審議を行います。長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。